

## 一般社団法人小平市体育協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人小平市体育協会（以下「体育協会」という。）の充実・発展と社会体育の普及・振興に対し貢献した者及び団体を表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等の種類)

第2条 表彰等の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 一般表彰
- (3) 感謝状
- (4) 特別表彰

(表彰基準)

第3条 次の各号に該当し、功績顕著と認めるときは、体育協会が表彰する。

(1) 功労表彰は、次の審査基準を満たす者とする。

ア 体育協会及び体育協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の役員等をそれぞれに6年以上歴任し、かつ、小平市においてスポーツ・レクリエーション活動の指導と組織化等に10年以上の経験を有する者

イ 体育協会の役員等を10年以上歴任し、退職した者で功績顕著と認められた者

ウ 加盟団体の会長として10年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者

(2) 一般表彰は、各大会において特に功績顕著と認め、加盟団体の会長から推薦を受け、次の審査基準を満たす者及び団体とする。但し、小平市教育委員会から表彰を受けている者及び団体は除く。

ア 選考会を経て、日本代表として国際大会に出場

イ 全国大会において優勝・準優勝

ウ 関東大会において優勝

エ 都民体育大会において優勝

オ 市町村総合体育大会において優勝

カ 前各号と同等の成績があると認められた者及び団体

(3) 感謝状は、次のうちのいずれかに該当する者及び団体とする。

ア 体育協会役員等として、6年以上在職し退職した者で功績顕著と認められた者、但し、(1)ーアの事由で既に表彰された者は、対象としない。

イ 加盟団体の役員等として10年以上在職し、退職した者で、功績顕著と認められた者、但し、(1)ーアの事由で既に表彰された者は、対象としない。

ウ 社会体育の普及・振興のため、永年にわたりスポーツ・レクリエーション活動の施設を提供した者及び団体

エ 社会体育の普及・振興のため、体育協会に多額の金品を寄贈した者及び団体

(4) 特別表彰は、その功績が特に顕著で、体育協会会長が必要と認めた者及び団体とする。

(5) 上記の規定にかかわらず、体育協会会長が必要と認めた者及び団体を表彰することができる。

2 同一理由で過去に表彰を受けた者は対象にしないものとする。

(表彰式)

第4条 表彰式は、原則として、新年賀詞交歓会の場で行う。但し、団体種目の表彰については、1名の出席とする。

(推薦の手続き)

第5条 加盟団体の会長は、第3条の基準に基づき、小平市体育協会表彰等推薦書を体育協会会長に提出する。但し、第3条(4)(5)については、この限りでない。

(表彰委員会)

第6条 表彰を公平かつ妥当に審査するため、表彰委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会の委員は、一般社団法人小平市体育協会定款第25条の規定によって選任された理事をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、体育協会会長がこれにあたる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代行する。

5 委員は、自己、配偶者、親族の表彰に関する議事に参加することはできない。

但し、委員会の同意を得たときはこの限りではない。

6 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(被表彰者・団体の決定)

第7条 被表彰者・団体は、表彰委員会出席委員の過半数の議決をもって決定する。

但し、賛否同数のときは委員長が決定することができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、体育協会事務局がこれにあたる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年 4月1日付で施行する。
- 2 この規程は、平成23年 9月1日付で施行する。
- 3 この規程は、平成24年11月14日付で施行する。
- 4 この規程は、平成31年 3月11日付で施行する。